破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５８号
青森県三戸郡新郷村大字戸来字沼田１番地２
債務者　村上　公夫
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第２９０号
群馬県高崎市新町1192番地５　市住61号
債務者　針谷　好雄
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１４４号
埼玉県鳩ヶ谷市桜町３丁目６番14号
債務者　町田加奈子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５７号
埼玉県上尾市西宮下１丁目８番地　秋山ビル102
債務者　岡田　照美
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０１号
さいたま市岩槻区本町２丁目10番18号　セカンドラインＣ棟102号室
債務者　小野祐三子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２６号
埼玉県上尾市大字平塚2025番地　平塚団地２―203
債務者　野村寿美子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５２９号
埼玉県鶴ヶ島市富士見５丁目10番19号　リームハイツ201号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘79番地５　マートルコート鶴ヶ島306号
債務者　武田實千代
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６０８号
埼玉県入間市高倉２丁目10番５号　サンパティオ701
債務者　小林登喜夫
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６２２号
埼玉県入間市高倉２丁目10番５号　サンパティオ701
債務者　小林　幸江
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６２４号
埼玉県所沢市東所沢２丁目29番地の７　スカイパーク108
債務者　吉田　浩司
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６３２号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　９―503
債務者　板野　淑恵
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３０７号
埼玉県深谷市本田2827番地１
債務者　山内　敏男
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３０８号
埼玉県深谷市本田2827番地１
債務者　山内キミ子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３５２号
埼玉県東松山市美土里町６番52号
債務者　遠藤　行夫
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３５９号
埼玉県東松山市大字市ノ川477番地108
債務者　池田　眞弓
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３７０号
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川3875番地３
債務者　町田　俊行
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１５２号
千葉県山武郡大網白里町駒込1203番地１　２Ｆ
債務者　鈴木　香里
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係